



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会社名 リックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 松浦 賢治
(コード番号 7525 東証二部・福証)
問合せ先 管理本部長 荻田 透
(TEL 092-472-7311)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 69 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、平成 27 年 3 月 11 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて公表しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたのに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、定款について所要の変更を行うとともに、会社法改正に合わせて責任限定契約を締結できる対象を「取締役（業務執行取締役等でないもの）」とする旨の変更を行うものであります。

また、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するに伴う経過措置として、監査役であった時の監査役の責任を免除することができる旨の規程を附則として設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定時株主総会開催予定日 平成 27 年 6 月 26 日（金）
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日（金）

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第 19 条 当会社の取締役は、15名以内とする。 (新設)</p> <p>(取締役の選任) 第 20 条 当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもってこれを行う。 2 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。 (新設)</p> <p>(取締役の任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠または増員によって選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。 (新設)</p> <p>(取締役会の招集) 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 2 代表取締役社長に事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第 19 条 当会社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)は、15名以内とする。 2 <u>当会社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)</u>は、5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第 20 条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u> 2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3 <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3 <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集) 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 2 代表取締役社長に事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p>

- 3 取締役会の招集は、会日の3日前までに各取締役および各監査役にその通知を発するものとする。
但し、緊急の時は、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(新設)

(取締役会規程)

第26条 (条文省略)

(取締役の責任軽減等)

- 第27条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 2 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

- 3 取締役会の招集は、会日の3日前までに各取締役にその通知を発するものとする。
但し、緊急の時は、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第27条 (現行どおり)

(取締役の責任軽減等)

- 第28条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 2 当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

<p>(取締役の報酬等) 第 28 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置) 第 29 条 当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数) 第 30 条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第 31 条 当社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第 32 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第 33 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集) 第 34 条 監査役会の招集は、会日の3日前までに各監査役にその通知を発するものとする。但し、緊急の時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段</p>	<p>(取締役の報酬等) 第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置) 第 30 条 当社は監査等委員会を置く。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査等委員会の招集) 第 31 条 監査等委員会の招集は、会日の3日前までに各監査等委員にその通知を発するものとする。但し、緊急の時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法) 第 32 条 監査等委員会の決議は、監査等</p>
--	--

の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。

(監査役会規程)

第 36 条 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任軽減等)

第 37 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(監査役の報酬等)

第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 会計監査人

第 39 条～第 41 条 (条文省略)

(会計監査人の報酬等)

第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

第 43 条～第 46 条 (条文省略)

委員の過半数が出席し、その過半数で行う。

(監査等委員会規程)

第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(削 除)

(削 除)

第6章 会計監査人

第 34 条～第 36 条 (現行どおり)

(会計監査人の報酬等)

第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

第 38 条～第 41 条 (現行どおり)
日から翌年3月31日までとする。

<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1 <u>当社は、第69回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>第69回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条第2項の定めるところによる。</u></p>
-------------	---